

盛土規制法に基づく規制区域（案）に対する御意見の概要及び県の考え方

番号	御意見の概要	県の考え方
1	<p>愛知県は区画整理事業の実績が多くあり、また他の手法による基盤整備（防災対策）がなされているところも多くある。それら既存の基盤整備がなされているところでは、人命を失うような災害をもたらせる造成の可能性はほとんどないものと思われるため、規制区域から除くべきではないか。</p>	<p>国の基礎調査実施要領（規制区域指定編）において、規制区域の指定は、「盛土等に伴う災害が発生するリスクのあるエリアはできる限り広く規制区域に指定する」とされており、市街地や集落、その周辺などが規制区域の候補となります。</p> <p>本県としても、将来発生しうるリスクを幅広く考えると、既存の基盤整備状況に関わらず、盛土等に伴う災害が発生するリスクのあるエリアはできる限り広く規制区域として指定する必要があると考えております。</p>
2	<p>建築確認申請において、盛土規制法の審査が必要となるが、県内のほとんどの場所が規制区域に指定された場合、盛土規制法の許可要・不要の判断を、申請者から審査担当者へ確認すると、膨大な業務が発生し建築確認の検査業務の長期化が予想される。</p> <p>申請者、確認審査機関それぞれが負担の少ない方法で対応できることを望む。</p>	<p>建築確認申請における盛土規制法の許可要否への対応については、別途Webページで公表いたします。</p> <p>建築確認申請時の確認を含め、規制区域内における盛土等に関する事務が円滑に行えるよう、努めてまいります。</p>
3	<p>建築確認申請において、盛土規制法の許可が必要な場合、盛土規制法の許可証の写しを建築確認申請書に添付することで照合されると思われるが、許可不要の場合にどの様にして、確認審査機関に提示すべきかが問題になる。</p> <p>全ての建築行為に関し、盛土規制法の許可不要の証明書のものを出す団体もあるが、愛知県ではどの様に対応するのか。</p> <p>原案のとおり区域が指定されると、許可不要な行為の証明や電話問合せ対応に労力を要し、建築確認済証の交付が遅れる等、影響が大きいため、円滑な対応を強く要望する。</p>	<p>建築確認申請における盛土規制法の許可要否への対応については、別途Webページで公表いたします。</p> <p>建築確認申請時の確認を含め、規制区域内における盛土等に関する事務が円滑に行えるよう、努めてまいります。</p>